

# ★[原案]に対するご意見を募集します★

- **提出できる人** 合志市に住所を有する人、または勤務する人
- **提出方法** 書面(文書)による意見提出で、次の事項が記入されていれば書式は問いません。
  - ①【原案】に対する意見または新たな提案
  - ②住所
  - ③氏名
  - ④電話番号
  - ⑤勤務先(市外から応募する人のみ)
- **提出期限** 9月14日(月)午後5時15分まで  
 ※西合志庁舎、泉ヶ丘支所、須屋支所でも提出できます。  
 ※郵送の場合は、当日の消印有効とします。  
 ※ファクシミリ、電子メールの場合は、期限の時間までに受信されたものを有効とします。
- **提出先** 〒861-1195 合志市竹迫2140番地(合志庁舎)  
 合志市役所 企画財政課 政策企画班  
 ☎248-1813 FAX 248-1196  
 電子メール:kikaku@city.koshi.lg.jp



## ★今後の制定に向けた流れ

- 提出されたご意見は検討し、市の考え方をホームページで公表します。  
 (ただし、個人個別への回答は行ないません。)
- (1)提出されたご意見や市の検討結果を踏まえ、合志市総合政策審議会が審議、答申を行ないます。
  - (2)答申を受けて、さらに市で検討を加え、議会に提出する『議案』を作成し、市議会(12月定例会)へ上程する予定です。

※このように市の重要な計画、政策の策定や変更について事前に【案】を公表し、市民からご意見を求め、その意見を市の執行機関が尊重しながら考え方を説明・公表することをパブリックコメントといいます。

## 【原案】の入手方法

条文に関する解説をつけた【原案】は、市ホームページに掲載します。また、次の場所でも書面で入手できます。

- 合志庁舎・西合志庁舎 1階の情報公開コーナー
- 西合志図書館、合志図書館(ヴィーブル2階)
- 泉ヶ丘支所、須屋支所
- 企画財政課の窓口

【原案】の詳細は、お問い合わせください。



問い合わせ先 企画財政課 政策企画班 (合志庁舎) ☎248-1813

**(財政運営と公表)**  
 第23条 市の執行機関は、将来にわたって健全な財政運営を持続するため、総合計画及び行政評価と連動した財政の仕組みを確立し、市の財政運営に関する情報について、市民に分かりやすく公表します。

**第7章 参画と協働によるまちづくり**  
**(市民参画と協働の原則)**  
 第24条 市民、市議会及び市の執行機関は、自治の基本理念にのっとり、お互いの知恵と力を出し合い、参画と協働によるまちづくりに取り組みます。

**(市民参画制度)**  
 第25条 市の執行機関は、協働によるまちづくりをすすめるため、市民が参画できる制度の充実に努めます。

**(市民意見の提出手続)**  
 第26条 市の執行機関は、重要な計画等の策定又は変更について事前に案を公表し、市民の意見を求めます。

2 市の執行機関は、市民から提出された意見を尊重し、意見についての市の考え方を公表します。

**(審議会等への市民参画)**  
 第27条 市長は、審議会等の委員を選任する場合は、公平に幅広い人材が登用されるよう、構成員の全部又は一部の公募による選任や男女の構成にも配慮します。

**(住民投票)**  
 第28条 市長は、市政に係る重要事項について、広く市民の総意を確認するため、その事案ごとに条例を定め、住民投票を実施することができます。

2 市長は、住民投票の結果を尊重します。

**(住民投票の請求及び発議)**  
 第29条 住民のうち選挙権を有する者は、法令の定めるところにより、住民投票を規定した条例の制定を市長に請求することができます。

2 市議会議員は、法令の定めるところにより、住民投票を規定した条例を市議会に提出することで住民投票を発議することができます。

3 市長は、法令の定めるところにより、必要に応じ、住民投票を規定した条例を市議会に提出することで、住民投票を発議することができます。

できます。

**(市民活動団体等との連携)**  
 第30条 市の執行機関は、公的な利益や社会貢献につながるような市民活動団体、民間の地域づくり団体と連携し、情報の共有を図り、協働によるまちづくりをすすめるため、必要な支援に努めます。

**(コミュニティ活動)**  
 第31条 コミュニティは、地域の課題を解決していくため、市民及び市の執行機関と協働し、地域社会を多様に支え合い、自発的で自律的な活動に努めます。

2 市民は、コミュニティ活動を通じ、お互いを十分に尊重しながら、思いやりとふれあいのある住みよい地域づくりに向けて行動するよう努めます。

**(合志市自治推進委員会の設置)**  
 第32条 市長は、附属機関として、合志市自治推進委員会(以下「自治推進委員会」という。)を設置します。

2 自治推進委員会は、この条例の運用状況を確認し、市民参画による協働のまちづくりに関する基本的事項について調査、審議し、市長に意見を述べることができ

ます。

3 自治推進委員会は、市民、市議会議員、市職員及び自治に関し意見を有する者によって構成します。

4 前3項に定めるもののほか、自治推進委員会の組織及び運営に関し必要な事項は別に定めます。

**(条例の見直し)**  
 第33条 市長は、この条例について、自治推進委員会の意見を尊重し、必要に応じて見直すことができます。

2 市の執行機関は、他の条例、規則等の制定、改廃及び各種行政計画等の策定及び見直しにあたっては、この条例に定める事項との整合を図り、体系的に整備するよう努めます。

**第8章 国及び他の地方公共団体等との連携**  
 第34条 本市は、広域的な課題や共通する問題の解決を図るため、国及び他の地方公共団体等と相互に連携し、協力するよう努めます。

**附則**  
 この条例は、平成〇〇年〇月〇日から施行します。

